



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 告示

834 救急病院の認定	(医務課)..... 1
835 保安林の指定予定の通知	(森林整備課)..... 1
836 保安林の指定施業要件変更予定	(〃)..... 2
837 保安林の指定施業要件の変更	(〃)..... 2
838 〃	(〃)..... 2
*839 地方税共同機構による特定収納事務の実施	(会計課)..... 3

告 示

和歌山県告示第834号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 医療法人 恵友会 恵友病院
- 2 所在地 海南市船尾264-2
- 3 有効期限 令和11年9月23日

和歌山県告示第835号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町大居字峯田通3471、3471の1、3471の2、3472の1、3472の2、3476、3481の2、3494、3498、3500、3506、字尾又通3544の2
 - 2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第836号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第837号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡太地町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに太地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第838号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第839号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、次の特定歳入等の収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を、令和8年9月24日から地方税共同機構に行わせることとした。

令和8年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

特定収納事務に係る特定歳入等

歳入等（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項に掲げるものを除く。）のうち、納入義務者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の21第1項に規定する方法により納付するものであって、同令第12条の2の20第1項に掲げるもの以外のもの